

第2回下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会 次第

日時 令和6年7月8日（月）

15時00分から

場所 下関市教育センター3階中研修室

1 開会

2 会長挨拶

3 新任委員の紹介

4 議事

（1）適正規模・適正配置の基本的な考え方について

①適正規模の考え方（適正規模の基準）

②適正配置の考え方（適正配置の基準）

（2）適正規模・適正配置の具体的な方策について

①検討対象校と優先対象校

②適正化の手法（適正規模・適正配置）

（3）適正規模・適正配置の実施に関する事項について

①学校統合

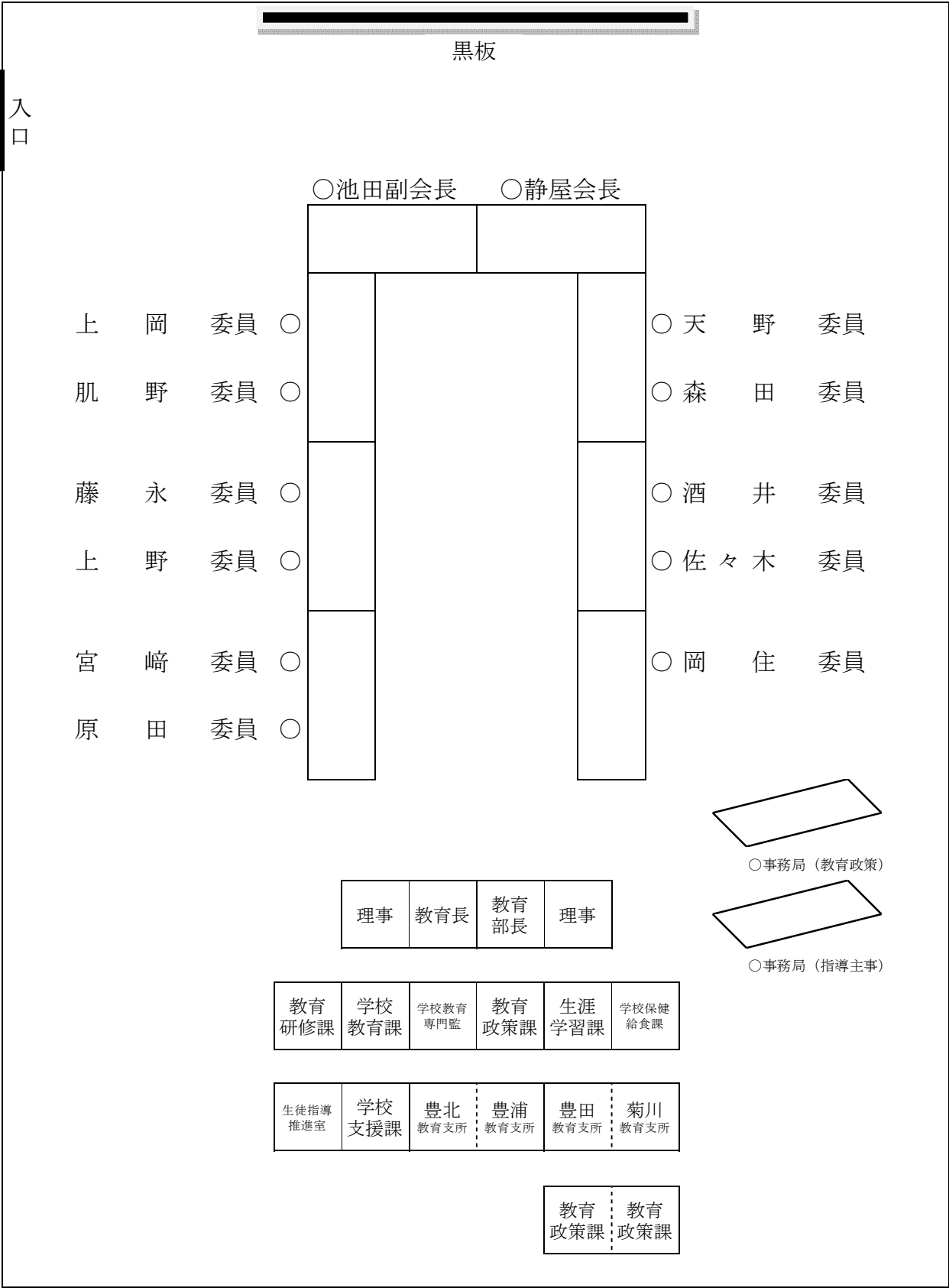
②小中一貫教育校

③小規模校の取り組み

5 閉会

第2回下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会座席表

令和6年（2024年）7月8日（月）
下関市教育センター 中研修室



配 付 資 料 一 覧

令和 6 年 7 月 8 日

第 2 回検討委員会配付資料

- 資料 1 : 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿(R6.7.8 現在)
- 資料 2 : (変更) 第 4 期適正規模・適正配置基本計画策定スケジュール
- 資料 3 : 第 1 回検討委員会における 項目別委員意見
- 資料 4 : 小規模校メリット・デメリットと方策
- 資料 5 : 小中学校教職員配置基準
- 資料 6 : 令和 2 年度豊北小学校スクールバス運行路線
- 資料 7 : 学校規模についての法令上の定義
- 資料 8 : 児童・生徒数、学級数推計 (令和 12 年度推計)
- 資料 9 : 学級別の学校数と児童・生徒数 (令和 12 年度推計)
- 資料 10 : 指定校変更申請書
- 資料 11 : 第 4 期計画策定に係る具体的検討事項
- 資料 12 : 公立義務教育諸学校の学級編成及び職員定数の標準に関する法律
- 資料 13 : 下関市立学校位置図
- 資料 14 : 適正化の手順

以 上

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿

令和6年7月8日現在

区 分	氏 名	公 職 等	備考
学識経験者	静屋 智	国立大学法人 山口大学教授	会長
	天野 かおり	公立大学法人 下関市立大学 准教授	
	森田 紀子	社会福祉法人 松美会 しおかぜの里こども園 園長	
関係教育機関の 職員	藤永 雅宏	下関市立山の田中学校長	
	上野 美枝	下関市立生野小学校長	
	宮崎 元気	下関市立川中中学校教諭	新
	原田 真紀	下関市立名陵小学校教諭	新
保護者	池田 大造	下関市中学校 P T A 連合会長 (長府中学校 PTA 会長)	副会長
	上岡 亜紀夫	下関市小学校 P T A 連合会長 (西山小学校 PTA 会長)	新
	肌野 舞子	下関市幼稚園 P T A 連合会理事 (清末幼稚園 PTA 会長)	新
下関市連合自治会 の役員	酒井 能具	下関市連合自治会副会長	
公募に応募した 市民	佐々木 義徳		
	岡住 建郎		

(変更) 第4期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画策定スケジュール

[令和5年度]

10月 公募委員の公募 令和5年10月2日から令和5年11月2日まで

11月 公募委員の内定通知

12月 学識経験者・小中学校教職員・PTA代表・自治会代表委員の選定
令和6年

1月

第1回

諮問

市立小・中学校の現状と課題、適正規模・適正配置の基本的な考
え方

小・中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策について

小・中学校の適正規模・適正配置の実施に関する事項について

答申案の検討

[令和6年度]

5月 人事異動等による新任委員（小中学校教職員・PTA代表）の選定

7月

第2回

9月

第3回

11月

第4回

答申案の確認

12月

答申

計画（案）策定

令和7年

1月

教育委員会報告

3月

議会報告

パブリックコメント

教育委員会議決
議会報告

第4期計画策定

1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

委員意見 教育委員会の考え		第3期 基本計画（現行）						
① 適正な規模の考え方	〈委員の意見〉 1 学校教育法施行規則第41条は人口が多い昔の時代の内容では。 （各学年1学級でも存続を希望） 2 規模によるメリット、デメリットがあると思う。（要整理） （教育委員会の考え方） 1 学校教育法施行規則第41条の規定は第1期計画の平成21年度以降改正されていませんが、少子化などの状況を考慮し、小学校1学級当たりの児童数は平成21年度40人が令和3年度には35人になっています。 2 一般的なメリット、デメリットは手引きP6～P11にデメリットが、P34にメリットが記載されていますので参照してください。	◆適正規模の基準◆ <table><tr><th>分類</th><th>全校学級数</th></tr><tr><td>小学校</td><td>12学級～24学級</td></tr><tr><td>中学校</td><td>12学級～24学級</td></tr></table> 〈考え方〉 ○前提条件として、1学級当たりの児童生徒数は、山口県の基準（小・中学校の全学年：1学級35人）に基づくものとする。 ○人間関係の固定化を避けるため、小・中学校ともに、クラス替えができる規模（小学校12学級以上、中学校6学級以上）を確保する必要がある。 ○中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るために、同じ教科の教員を一定の規模で複数配置できる12学級（1学年に4学級）以上が望ましい。 ○5学級以下の学校と12学級から18学級まで（学校教育法施行規則における標準学級数）の学校とを統合する場合には、24学級までを適正な学校規模として、国庫補助が行われることとなっていることから、19学級～24学級を含めて適正な規模とする。	分類	全校学級数	小学校	12学級～24学級	中学校	12学級～24学級
	分類	全校学級数						
	小学校	12学級～24学級						
中学校	12学級～24学級							

1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

	委員意見 教育委員会の考え	第3期 基本計画（現行）								
② 適正な配置の考え方	〈委員の意見〉 ○通学時間や通学距離が長くなることについて、実際に統合している学校ではどのような状況なのか、問題があるのか。 （教育委員会の考え方） ○統合により通学距離が長くなった学校の通学の状況 ア 通学方法 神玉小、角島小、神田小、阿川小、栗野小から豊北小：スクールバス運行 豊田中小から西市小：スクールバス運行 王江小から名陵小：徒歩（通学方法に変更なし） イ 課題（保護者、地域の意見） スクールバス利用による歩行距離の減少のため体力の低下を懸念 スクールバス利用により通学時に地域住民との交流機会の減少	◆適正な配置について◆ 学校の配置については、全市的な学校設置状況や地理的要因を考慮し、限られた財源の中で長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要がある。 学校統合を行うことは、通学距離の延長に伴い、児童生徒の負担を大きくする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにすることが必要になる。								
	〈委員の意見〉 ○ 今の中学生を考えた時に通学時間が概ね1時間以内とするのは可哀そうな気がする。 （教育委員会の考え方） ○ 統合に関わらず、通学時間が概ね1時間以内を目安としていることは妥当であると考えています。今の中学生よりも、小学校低学年（特に1年生）にとっては4km、1時間は少し厳しいとは感じています。	◆適正配置の基準◆ <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>通学距離</th><th>通学時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td><td>おおむね4km以内</td><td>おおむね1時間以内</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>おおむね6km以内</td><td>おおむね1時間以内</td></tr> </tbody> </table> 〈考え方〉 ○徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として妥当であると考えます。 ○通学時間としては、遠距離通学の場合に、公共交通機関やスクールバスなど、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安とする。	分類	通学距離	通学時間	小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内	中学校	おおむね6km以内
分類	通学距離	通学時間								
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内								
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内								

2. 適正規模・適正配置の具体的な方策

委員意見 教育委員会の考え		第3期 基本計画（現行）							
① 検討対象校・優先対象校	〈委員の意見〉								
	1 学年1学級でも存続してほしい。 （旧市中心部6学級を優先対象校から削除？）								
	2 24学級を超える大規模校はどうするのか。（R5年度：3校）								
	（教育委員会の考え方）								
	1 小学校は、各学年クラス替えが可能となる2学級以上が好ましいと考えています。 ただし、少子化により複式学級の存在する5学級以下の学校が年々増加していることから、優先対象校については慎重に検討する必要があると思います。								
	2 令和6年度には24学級を超える大規模校が2校存在しますが、少子化の進展により、令和12年度の児童数推計では、大規模校は無くなると見込んでいます。								
		【検討対象校】							
		分類		検討対象校		適正規模			
		小学校		うち優先対象校		～11学級			
		中学校				～11学級			
						12学級～24学級			
									
		【優先対象校】							
		区分		旧下関市中心部		旧下関市周辺部		総合支所管内	
		小学校		令和7年度推計で 6学級以下の学校（特別支援学級を除く）		令和7年度推計で 5学級以下の学校（特別支援学級を除く）			
		中学校							

2. 適正規模・適正配置の具体的な方策

	委員意見 教育委員会の考え	第3期 基本計画（現行）
② 適正規模・適正配置の手法	〈委員の意見〉 - 統合した学校で転入、転出した子どものデータ提示を。（解れば） - 保護者の都合で校区を選んでいる実態がある。校区（指定校変更）の問題についても検討してほしい。 - 小中一貫教育を推進するねらいは。 （小中一貫教育の）施設一体型と施設分離型のメリットとデメリットは。（統合しても施設分離型だと変わらないとの意見も聞く） （教育委員会の考え方） - 転入、転出のデータについては、把握しておりません。 - 指定校変更については、教育上の配慮などの特定の要件を満たす児童生徒を対象に教育委員会が承諾した場合に限り居住地の学校以外に通学することが可能となる制度で、保護者の都合だけで校区を選ぶことは出来ません。 校区の見直しについては委員会のご意見を参考に慎重に検討することになります。 - 適正規模・適正配置においては、小学校と中学校の縦の連携・接続を改善することで、より良い教育環境を実現することを目的としています。 - 口頭報告（文部科学省公式資料無）	◆学校統合の実施◆ 学校は児童生徒の教育のために設置している施設であり、学校統合の検討に当たっては、児童生徒の教育条件の向上の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わってくることになります。 （中略） このため、学校統合については次に示すとおり、保護者や地域住民に対して、十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の理解 ◆小中一貫教育推進の目的◆ 近隣小・中学校の配置や施設一体化等の可能性を検証したうえで小中一貫教育を推進し、小学校と中学校の縦の連携を改善することで、より良い教育環境を実現することを目指します。 （中略） 小学校と中学校の教育活動に内在するギャップの解消と円滑な移

小規模校メリット・デメリットと方策

小規模校のメリット

【児童生徒の学習・生活面】

- 一人ひとりの学習状況等などの把握がしやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。
- 学習や様々な活動において、意見や感想を発表できる機会やリーダーを務める機会が多く、責任感ややりがいの醸成につながる。
- 児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- 異なる学年の学習活動を機動的に行うことができる。
- 児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- 異なる学年の学習活動を機動的に行うことができる。

【学校運営面】

- 運動場、体育館、特別教室などに比較的余裕があり、活用しやすい。
- 教材、教具などを一人ひとりに行き渡らせやすい。

【その他】

- 保護者や地域と連携した教育活動が展開しやすい。



メリットを活かす方策

【教育過程特例校制度の活用】

学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度

(例) 校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成

【その他具体例】

- 少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- 個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- 総合的な学習の時間における個に応じた学習課題の設定、複数年にわたる追究
- 地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実

小規模校のデメリット

【児童生徒の学習・生活面】

- 集団生活の中での多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少なく、切磋琢磨することでの意欲や成長が引き出されにくい。
- クラス替えができず、新たな人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- 運動会や音楽活動など、集団活動の実施に制約が生じやすい。
- クラブ活動や児童会の委員会などの設置が限定され、選択の幅が狭まる。

【学校運営面】

- 教職員数が少ないため、バランスの取れた配置を行いにくく、教職員同士が切磋琢磨する環境も作りにくい。

【その他】

- 学校活動等における保護者1人あたりの負担が大きくなりやすい。



デメリットを緩和する方策

【小規模特認校制度の活用】

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度

【その他具体例】

- 小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- 異なる学年集団での協働学習、体験学習
- 複数学校とのネットワーク構築による合同行事
- ICTの活用による他校との合同授業
- 他の自治体の学校との「姉妹校」指定による交流
- 複数学校間での兼務発令による教科免許保有者による指導の確保
- 学校教育活動への地域人材の参画
- 社会教育施設等との複合化による教育活動の充実

山口県教育委員会の定める小学校の教職員配置基準（令和 6 年度）

学級数（在籍児童 1 名の特別支援学級を除く。）と同数の教員数に、次表の教員数及び在籍児童 1 名の特別支援学級の数を加算した数により配置する。

学級規模	加算教員数
1 ～ 3 学級	1 人
4 ～ 7 学級	1 人
8 ～ 14 学級	2 人
15 ～ 24 学級	3 人
25 学級～	4 人

具体的な学級数と配置教員数（教員数には教頭を含む。ただし、校長は含まれません。）

学級数	教員数
1 学級	2 人
2 学級	3 人
3 学級	4 人
4 学級	5 人
5 学級	6 人
6 学級	7 人
7 学級	8 人
8 学級	10 人
9 学級	11 人
10 学級	12 人
11 学級	13 人
12 学級	14 人
13 学級	15 人
14 学級	16 人

学級数	教員数
15 学級	18 人
16 学級	19 人
17 学級	20 人
18 学級	21 人
19 学級	22 人
20 学級	23 人
21 学級	24 人
22 学級	25 人
23 学級	26 人
24 学級	27 人
25 学級以上	学級数 + 4 人

山口県教育委員会の定める中学校の教職員配置基準（令和6年度）

学級数（在籍生徒1名の特別支援が急を除く。）と同数の教員数に、次表の教員数及び在籍生徒1名の特別支援学級の数を加算した数により配置する。

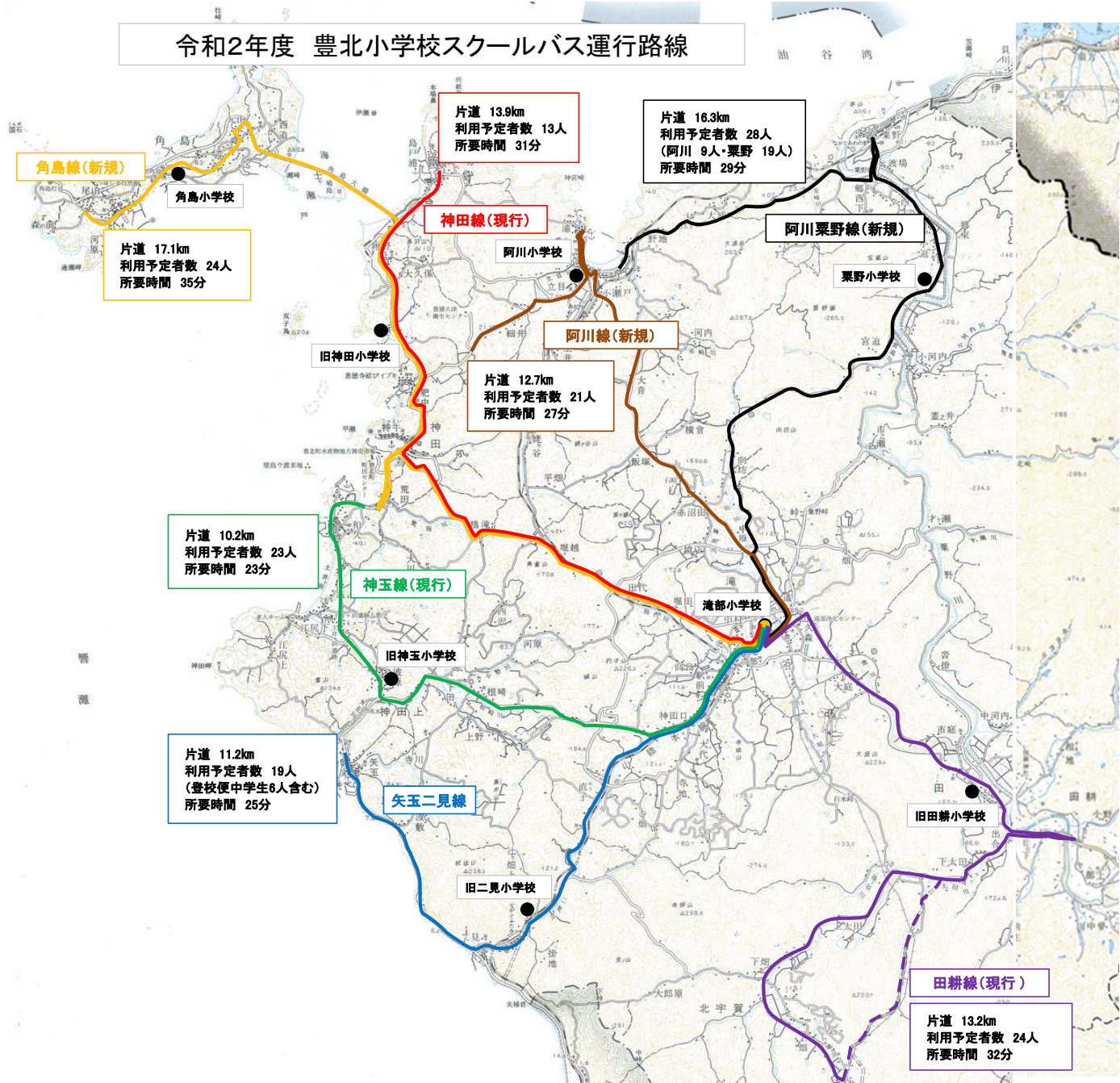
学級規模	加算教員数	11～13学級	7人	25～28学級	14人
1学級	2人	14・15学級	8人	29・30学級	15人
2学級	3人	16学級	9人	31・32学級	16人
3学級	4人	17・18学級	10人	33・34学級	17人
4～6学級	4人	19・20学級	11人	35～39学級	18人
7・8学級	5人	21・22学級	12人	40・41学級	19人
9・10学級	6人	23・24学級	13人		

具体的な学級数と配置教員数（教員数は、教頭、助教諭、講師（非常勤講師を除く）の人数であり、校長は含まれません。）

学級数	教員数	14学級	22人	28学級	42人
1学級	3人	15学級	23人	29学級	44人
2学級	5人	16学級	25人	30学級	45人
3学級	7人	17学級	27人	31学級	47人
4学級	8人	18学級	28人	32学級	48人
5学級	9人	19学級	30人	33学級	50人
6学級	10人	20学級	31人	34学級	51人
7学級	12人	21学級	33人	35学級	53人
8学級	13人	22学級	34人	36学級	54人
9学級	15人	23学級	36人	37学級	55人
10学級	16人	24学級	37人	38学級	56人
11学級	18人	25学級	39人	39学級	57人
12学級	19人	26学級	40人	40学級	59人
13学級	20人	27学級	41人	41学級	60人

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が加配されることがあります。

令和2年度 豊北小学校スクールバス運行路線



学校規模についての法令上の定義

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあってはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

児童・生徒数、学級数推計（令和12年度推計）

		令和12年度推計														
		普通学級児童数							普通学級数							
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
1	養 治	11	15	20	14	19	16	95	1	1	1	1	1	1		6
2	文 関	33	48	47	47	60	50	285	1	2	2	2	2	2		11
3	名 陵	22	28	30	22	30	23	155	1	1	1	1	1	1		6
4	関 西	6	7	13	4	7	9	46	1	1	1			1	1	5
5	桜 山	15	15	24	18	14	18	104	1	1	1	1	1	1		6
6	向 山	20	25	35	31	40	38	189	1	1	1	1	2	2		8
7	生 野	38	47	28	43	48	43	247	2	2	1	2	2	2		11
8	本 村	14	8	9	11	13	18	73	1	1	1	1	1	1		6
9	西 山	29	32	29	37	36	29	192	1	1	1	2	2	1		8
10	江 浦	11	19	14	22	27	25	118	1	1	1	1	1	1		6
11	角 倉	23	27	24	26	25	34	159	1	1	1	1	1	1		6
12	向 井	19	20	20	17	27	22	125	1	1	1	1	1	1		6
13	小 月	37	31	36	36	35	33	208	2	1	2	2	1	1		9
14	清 末	47	41	60	60	55	53	316	2	2	2	2	2	2		12
15	王 司	62	79	73	48	78	79	419	2	3	3	2	3	3		16
16	豊 浦	86	80	93	89	118	107	573	3	3	3	3	4	4		20
17	勝 山	91	114	110	91	111	103	620	3	4	4	3	4	3		21
18	川 中	97	104	119	112	117	121	670	3	3	4	4	4	4		22
19	安 岡	94	104	105	108	134	129	674	3	3	3	4	4	4		21
20	吉 見	7	22	21	17	22	19	108	1	1	1	1	1	1		6
21	吉 母	1	1	2	1	2	2	9							3	3
22	蓋 井	0	0	1	1	1	0	3	0	0			1	0	1	2
23	吉 田	1	3	4	3	6	3	20							3	3
24	王 喜	19	19	17	27	22	21	125	1	1	1	1	1	1		6
25	内 日	8	6	4	3	4	8	33	1					1	2	4
26	山の田	65	65	74	74	73	83	434	2	2	3	3	3	3		16
27	川中西	53	57	71	72	54	54	361	2	2	3	3	2	2		14
28	垢 田	23	29	35	35	29	41	192	1	1	1	1	1	2		7
29	長 府	59	64	53	51	80	70	377	2	2	2	2	3	2		13
30	一の宮	77	76	93	79	83	93	501	3	3	3	3	3	3		18
31	熊 野	55	64	72	82	79	78	430	2	2	3	3	3	3		16
32	豊 東	12	20	18	21	22	14	107	1	1	1	1	1	1		6
33	岡 枝	10	18	16	20	19	12	95	1	1	1	1	1	1		6
34	檜 崎	3	3	3	3	2	2	16							3	3
35	西 市	8	7	9	8	10	9	51	1			1	1	1	1	5
36	豊田下	2	4	3	3	6	6	24							3	3
37	室 津	2	3	2	3	2	2	14							3	3
38	誠 意	8	9	18	14	27	29	105	1	1	1	1	1	1		6
39	川 棚	37	28	28	33	38	40	204	2	1	1	1	2	2		9
40	小 串	4	6	6	3	5	6	30	1	1					2	4
41	宇 賀	1	0	0	0	0	6	7		0	0	0	0		1	1
42	豊 北	9	11	19	20	19	23	101	1	1	1	1	1	1		6
	合 計	1,219	1,359	1,458	1,409	1,599	1,571	8,615	54	53	56	57	62	61	23	366

*複式の対象となる学年が3学年以上ある場合、隣り合う2つの学年の児童数の合計が少ない組合せ（1年生を除く）を複式学級としてカウントしている。

児童・生徒数、学級数推計（令和12年度推計）

		令和12年度推計								
		普通学級児童数				普通学級数				
		1 年	2 年	3 年	合計	1 年	2 年	3 年	複式	合計
1	日 新	62	68	73	203	2	2	3		7
2	向 洋	31	29	33	93	1	1	1		3
3	文 洋	18	23	28	69	1	1	1		3
4	名 陵	34	31	39	104	1	1	2		4
5	東 部	145	154	170	469	5	5	5		15
6	長 府	100	100	147	347	3	3	5		11
7	勝 山	166	173	167	506	5	5	5		15
8	川 中	155	172	158	485	5	5	5		15
9	安 岡	108	115	109	332	4	4	4		12
10	吉 見	16	17	19	52	1	1	1		3
11	彦 島	74	70	89	233	3	2	3		8
12	玄 洋	34	34	29	97	1	1	1		3
13	木屋川	25	17	25	67	1	1	1		3
14	内 日	6	3	3	12	1			1	2
15	山の田	106	114	127	347	4	4	4		12
16	垢 田	74	89	80	243	3	3	3		9
17	長 成	48	52	55	155	2	2	2		6
18	菊 川	42	40	53	135	2	2	2		6
19	豊 田	13	14	18	45	1	1	1		3
20	豊 洋	16	28	21	65	1	1	1		3
21	夢が丘	45	42	49	136	2	2	2		6
22	豊 北	22	16	18	56	1	1	1		3
23	蓋 井	0	1	0	1	0	1	0		1
	合 計	1, 340	1, 402	1, 510	4, 252	50	49	53	1	153

※1 令和6年と令和7年の将来推計値については、通常の学級生徒数に過去3ヵ年度分の私立中学等進学率平均値（8.1％）を掛けて計算した児童数を除いて計算

※2 令和8年からの将来推計値については、下関西高等学校中等部への進学を含めた私立中学等進学率（13.4％）を掛けて計算した児童数を除いて計算

※3 令和9年以降は、1クラス35人とする。

※4 文洋中学校の分教室の学級数を除く。

学級数別の学校数と児童・生徒数(令和12年度 推計)

令和6年5月1日現在

小 学 校 (35人学級)										学級数	中 学 校 (35人学級)									
学 校 名 (児 童 数)							校数	校数	学 校 名 (生 徒 数)											
							0	0	0											
							字賀 (7)	1	1	1	蓋 井 (1)									
							蓋井 (3)	1	2	1	内 日 (12)									
豊田下 (24)	吉田 (20)	檜崎 (16)	室津 (14)	吉母 (9)	5	3	8	豊田 (45)	吉見 (52)	豊北 (56)	豊洋 (65)	木屋川 (67)	文洋 (69)	向洋 (93)	玄洋 (97)					
							内日 (33)	小串 (30)	2	4	1	名陵 (104)								
							西市 (51)	関西 (46)	2	5	0									
吉見 (108)	豊東 (107)	誠意 (105)	桜山 (104)	豊北 (101)	岡枝 (95)	養治 (95)	本村 (73)	13	6	3	菊川 (135)					夢が丘 (136)	長成 (155)			
							角倉 (159)				名陵 (155)	王喜 (125)	向井 (125)	江浦 (118)						
								堀田 (192)	1	7	1	日新 (203)								
							西山 (192)	向山 (189)	2	8	1	彦島 (233)								
							小月 (208)	川棚 (204)	2	9	1	堀田 (243)								
									0	10	0									
							文関 (285)	生野 (247)	2	11	1	長府 (347)								
								清末 (316)	1	12	2	安岡 (332)					山の田 (347)			
								長府 (377)	1	13	0									
								川中西 (361)	1	14	0									
									0	15	3	東部 (469)					川中 (485)	勝山 (506)		
							山の田 (434)	熊野 (430)	王司 (419)	3	16	0								
									0	17	0									
								一の宮 (501)	1	18	0									
									0	19	0									
								豊浦 (573)	1	20	0									
							安岡 (674)	勝山 (620)	2	21	0									
								川中 (670)	1	22	0									
									0	23	0									
									0	24	0									
									0	25	0									
									0	26	0									
									0	27	0									
									0	28	0									
									0	29	0									
									0	30	0									
42校 366学級 8,615名							42	計	23	23校 153学級 4,252名										

(備考)
※児童生徒数は、令和6年5月1日現在の校区別人口や市立小学校の在籍児童数等を基に推計したものです。
※推計において、校区外通学による児童生徒数の変動は考慮していません。
※学級数は、特別支援学級を除いたものになります。

指定校変更承諾基準

No.	申立理由	承諾基準	承諾期間	添付書類
1	学年途中の転居	学年途中に他の学校の通学区域に転居したが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合	最終学年→卒業まで 上記により指定校を変更されることとなる最終学年の兄・姉がいる者→学年末まで その他→学期末まで	不要
2	特別支援学級入級	特別支援学級での就学が必要と認められ、通学区域の学校以外の学校に設置される特別支援学級に在籍する場合	特別支援学級に入級している間	入級届
3	転居予定	新築等により他の学校の通学区域へ転居が確実で、予めその通学区域の学校に就学を希望する場合	転居するまで	転居予定先を証明するもの (契約書の写し等)
4	強制立ち退き	公権力による強制的な立ち退きにより他の学校の通学区域に転居したが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合	必要な期間	事情がわかるもの (事業等に該当していることを証明するもの)
5	一時的転居	① 住宅の建て替え等により他の学校の通学区域に仮に住所を異動するが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合 ② 災害の被災者で他の学校の通学区域に仮に住所を異動するが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合	事由が存する期間	事情がわかるもの (契約書の写し等) 事情がわかるもの (り災証明等)
6	家庭の事情	① 保護者の勤務等の事情により、その留守家庭に適当な監督者のいない低学年児童を、別居の親族等が保護監督を行う場合又は保護者の勤務先等において保護受託する場合に、当該親族等の住所又は勤務地の属する通学区域の学校へ就学を希望する場合 ② 特別な事情により、住民票の異動ができず、実際に居住している住所の属する通学区域の学校へ就学を希望する場合	小学校3年生まで (学年更新) 事由が存する期間 (学年更新)	事情がわかるもの (勤務による場合は保護者の勤務証明書) 事情がわかるもの (居住を証明するもの、理由書等)
7	教育的配慮	① 身体的理由により、通学区域の学校に通学することが困難なため、通学可能な学校への就学の配慮が必要な場合 ② 小学校卒業まで通学区域以外の学校への就学を承諾され、引き続き通学区域以外の中学校へ就学することが、本人の精神的負担を軽減すると認められる場合 ③ その他、教育委員会が特段の配慮が必要であると認めた場合	必要と認める期間	医師の診断書 就学している小学校の校長意見書 事情がわかるもの (校長意見書、理由書等)
8	地理的理由	教育委員会が定める調整区域に住所を有する児童が承認校へ就学を希望する場合	小学校卒業まで	不要
9	兄弟姉妹関係	通学区域外の学校への就学が承認されている同居の兄弟と同一学校への就学を希望する場合(同時在籍に限る)	卒業まで	不要

●根拠法令等：学校教育法施行令第8条及び下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則第4条

●標準処理期間：即日（但し、審査基準7については1週間）

●平成17年2月13日施行（令和元年11月25日改正）

1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

委員意見 教育委員会の考え		第3期 基本計画（現行）						
① 適正な規模の考え方	〈論点〉							
	1 1学級当たりの児童生徒数							
	2 許容範囲（19から24学級）について							
		◆適正規模の基準◆ <table><tr><th>分 類</th><th>全 校 学 級 数</th></tr><tr><td>小 学 校</td><td>12学級～24学級</td></tr><tr><td>中 学 校</td><td>12学級～24学級</td></tr></table>	分 類	全 校 学 級 数	小 学 校	12学級～24学級	中 学 校	12学級～24学級
分 類	全 校 学 級 数							
小 学 校	12学級～24学級							
中 学 校	12学級～24学級							
		〈考え方〉 ○前提条件として、1学級当たりの児童生徒数は、山口県の基準（小・中学校の全学年：1学級35人）に基づくものとする。 ○人間関係の固定化を避けるため、小・中学校ともに、クラス替えができる規模（小学校12学級以上、中学校6学級以上）を確保する必要がある。 ○中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るために、同じ教科の教員を一定の規模で複数配置できる12学級（1学年に4学級）以上が望ましい。 ○5学級以下の学校と12学級から18学級まで（学校教育法施行規則における標準学級数）の学校とを統合する場合には、24学級までを適正な学校規模として、国庫補助が行われることとなっていることから、19学級～24学級を含めて適正な規模とする。						

1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

	委員意見 教育委員会の考え	第3期 基本計画（現行）								
② 適正な配置の考え方	〈論点〉 1 通学距離、通学時間の基準 2 統合困難地域（総合支所管内等）について	◆適正な配置について◆ 学校の配置については、全市的な学校設置状況や地理的要因を考慮し、限られた財源の中で長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要がある。 学校統合を行うことは、通学距離の延長に伴い、児童生徒の負担を大きくする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにすることが必要になる。								
		◆適正配置の基準◆ <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>通学距離</th><th>通学時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td><td>おおむね4km以内</td><td>おおむね1時間以内</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>おおむね6km以内</td><td>おおむね1時間以内</td></tr> </tbody> </table> 〈考え方〉 ○徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として妥当であると考え。 ○通学時間としては、遠距離通学の場合に、公共交通機関やスクールバスなど、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安とする。	分類	通学距離	通学時間	小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内	中学校	おおむね6km以内
分類	通学距離	通学時間								
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内								
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内								

第4期適正規模・適正配置基本計画 具体的検討事項

資料 11

2. 適正規模・適正配置の具体的な方策

委員意見 教育委員会の考え		第3期 基本計画（現行）				
① 検討対象校・優先対象校	〈論点〉	【検討対象校】				
	1 優先対象校の地域区分の取り扱い	分類	検討対象校		適正規模	
	2 第3期計画達成校の取り扱い	小学校	うち優先対象校	～11学級	12学級～24学級	
	3 複式校（極小規模校）の位置づけ	中学校		～11学級		
						
		【優先対象校】				
		区分	旧下関市中心部		旧下関市周辺部	総合支所管内
		小学校	令和7年度推計で 6学級以下の学校（特別支援学級を除く）		令和7年度推計で 5学級以下の学校（特別支援学級を除く）	
		中学校				

2. 適正規模・適正配置の具体的な方策

	委員意見 教育委員会の考え	第3期 基本計画（現行）
②適正規模・適正配置の手法	〈論点〉 1 中学校統合の範囲 2 計画における小中一貫教育校の設置意義	(1)学校統合 学校の適正化を図っていくための手法としては、原則として、統合により適正規模化を図りつつ、必要に応じて通学区域の見直しを行う。 (2) 小中一貫教育の推進◆ 小中一貫教育については、これまでの取り組みの成果を生かしてより積極的に実施していくこととし、学校の配置や施設の状況等を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合には、円滑かつ効果的に推進する。

適正規模・適正配置基本計画（検討項目比較対照表）

資料 1 1

3. 適正規模・適正配置の実施に関する事項

	委員意見 教育委員会の考え	第3期 基本計画（現行）
① 学校統合の実施	（論点） 1 基本的な実施手順及び複式校（極小規模校）への対応 2 保護者や地域住民の理解の確認方法	◆学校統合の実施◆ 学校は児童生徒の教育のために設置している施設であり、学校統合の検討に当たっては、児童生徒の教育条件の向上の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わってくることになります。 （中略） このため、学校統合については次に示すとおり、保護者や地域住民に対して、十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の理解や協力をもとに進めるものとします。 〈考え方〉 ○対象校区の保護者や地域住民との意見交換により、情報の共有化を図り、学校統合に関する理解を深めていきます。 ○保護者や学校運営協議会の代表者との協議により、学校統合（統合校の位置、時期など）についての確認を得たのち、統合準備に向けた具体的な内容（校名、指定用品など）を決定していきます。

適正規模・適正配置基本計画（検討項目比較対照表）

資料 11

3. 適正規模・適正配置の実施に関する事項

	委員意見 教育委員会の考え	第3期 基本計画（現行）
② 小中一貫教育の推進	（論点） 1 適正規模・適正配置と小中一貫教育について 2 義務教育学校について 3 施設一体型と施設分離型について	◆小中一貫教育の現状◆ 小中一貫教育推進のため「小中一貫教育推進校」を指定し、その研究の成果と課題を小中一貫教育部会で検証することで、地域の特色を活かした小中一貫教育の在り方についての研究を進めています。 今後は、これまでの研究と検証に基づき、コミュニティ・スクールによる地域性を生かした小中一貫教育校の設置を推進し、併せて義務教育学校の設置に向けた研究を進めていくこととします。 ◆小中一貫教育推進の目的◆ 近隣小・中学校の配置や施設一体化等の可能性を検証したうえで小中一貫教育を推進し、小学校と中学校の縦の連携を改善することで、より良い教育環境を目指します。 （中略） 小学校と中学校の教育活動に内在するギャップの解消と円滑な移行を図っていこうとするものです。
③ 小規模校の取組	（論点） 1 小規模校の存続	◆地域性を生かした小規模校の取組◆ ○小規模校において、小中一貫教育の推進が有効であり、さらに、地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設としての学校の役割りが重要であると考えられる場合は、適正規模にとらわれず、小規模校の特性を生かした学校のあり方についても検討していくこととします。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭和三十三年五月一日)

(法律第百十六号)

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	略	略
中学校（略）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	略	略

3 略

(学級編制)

第四条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

附 則 (令和三年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

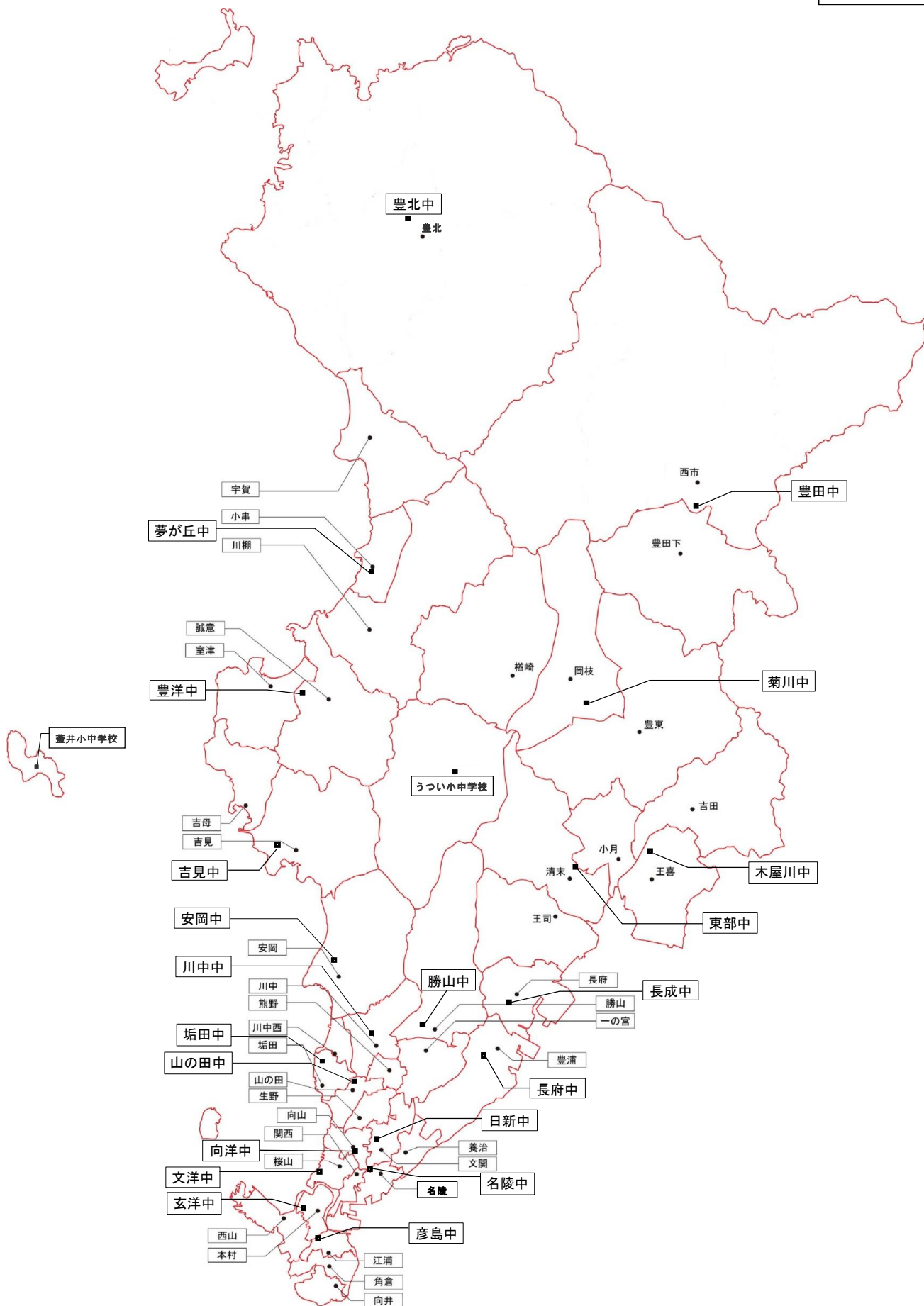
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人（児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人）」とする。

(検討)

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校（標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。）における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。



適正化の実施手順フロー図

